

第4回教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年7月2日(火)
開会：午後1時30分
閉会：午後2時55分
 2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 303会議室
 3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：石橋厚子
委員：吉田和博
 4. 事務局
教育委員会次長：森田欣也 学校教育課長：坂本啓悟
社会教育課長：山田邦昭 人権・同和教育課長：古賀毅
学校教育課総務担当係長：堤好弘 教育指導主事：椎窓敏広
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊
学校教育課学校再編担当係長：佐々木稔 学校教育課学事担当係長：岩村聖司
 5. 書 記
学校教育課：牧聖也
 6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事
 - (1) 議案第27号 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意について
- 教育長 続きまして議事に入らせていただきます。議案第27号 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意についてということで提案をお願いします。椎窓主任教育指導主事。
- 椎窓 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査が4月に行われました市町村別結果の公表に対する同意ということで、県の教育委員会のほうから依頼が来ております。資料の3ページからご覧ください。
- 3ページに棒グラフがあります。これは昨年度、平成30年度の調査報告書に例として挙げております。本年度は、小学校は国語と算数、中学校が国語と

数学と英語というふうになっておりましたので、このような形で結果の公表をしてよいかどうかということで挙げられています。結果につきましては、全国平均を100と標準化得点しまして、各小・中学校が平均点を超えていれば、百幾つ、超えていなければ九十幾つという棒グラフであらわされるということになります。このように公開してもよいかどうかということで、4ページには同意する場合、5ページには同意しない場合、またその理由、6ページには中学校は同意するが、中学校または小学校からは同意しない場合というふうに、この3つのいずれかということで来ております。また、市町村によっては小学校1校、中学校1校の場合は特定されますので、その場合は対象になりませんが、筑後市の場合は11校と3校ですので、対象ということになります。昨年度は様式1の同意するというので、昨年度は公表に対して筑後市から同意してあります。

以上で終わります。

教育長 全国調査の市町村別結果の公表について、公表の仕方は先ほど申しましたように、資料3ページのグラフによって市町村名が上に入った形で一覧が出ております。そういったことで、同意するかどうかということで、まずご質問ございませんでしょうか。基本、ホームページです。

齋藤 ホームページで見ることができるんですかね。私、見たことがないので、見るのが難しい。

教育長 見るのがでしょう。福岡県のホームページの中から、福岡県教育委員会でいきなり探しても出てきますけど、その中に全国調査の結果というのが載っています。

齋藤 ああ、県のほうで結果公表ですね。

教育長 そうです、そうです。全国ではないです。

齋藤 筑後市教育委員会かなと思っていたので、その検索の仕方がわからなかったです。

教育長 筑後市は冬に出している報告でうちだけのしか載っていない。市町村ごとののは県のホームページ。

齋藤 わかりました。

教育長 すみません。ご質問ございましたら採決に入らせていただいでよろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第27号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(2) 議案第28号 熱中症ガイドライン(案)について

教育長 続きまして議案第28号 熱中症ガイドライン(案)について提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 それでは、資料3をごらんください。1ページあけていただいて、筑後市熱中症対策ガイドライン(案)をあけていただいて、目次のところを見ていただいて、このガイドラインを初めて筑後市として作るということになりますが、この案を学校に提案させていただいて、意見をいただいたものを修正してここに挙げさせていただいております。まず目次の内容を見ていただくと、最初に「1. 学校おける熱中症予防」と、予防対策についての記載をまず持ってきております。次に「2. 熱中症が起きたときの対応」を項目として起こしています。「3. その他」で、学校にエアコンを設置しておりますが、「(1) エアコンの使用基準について」「(2) 学校プール使用の基準温度」、プールを使うか使わないかの使用基準を统一的に決めさせていただくということで記載をさせていただいています。そういう大まかな内容になっておりまして、一応1ページの「1. 学校における熱中症予防」について、大まかなところだけご説明をさせていただきます。

予防対策が「(1) 学校活動中の指導と対策」、まず運動する前に健康観察を行うというのを原則にするという考え方です。そして、当然活動中についても体調管理を行うということで、悪いときには無理をさせないということも原則としてまずうたっております。それから、環境条件を把握するということなのですが、環境条件の把握につきましては、下の表を見ていただきまして、熱中症対策の基準としてWBGT値というものがございます。気温、湿度、輻射熱をあわせて表示するというものになります。これと気温に基づいて危険度を判定するというのが全国的なスタンダードになっておりますので、この全国的なスタンダードに基づいてやっていきたいと考えています。

1点だけすみません、追加記述をお願いしたいんですけど、その表の一番上「WBGT 31℃以上」「気温 35℃以上」のところに、「◇危険」という文字が抜けております。これが危険区分です。そして「運動は原則禁止」という文言がその下に入ります。この値のときは特別の場合以外は運動を中止ということになります。

その次の下の区分が「28～31℃」、WBGT値です。これは嚴重警戒ということになりまして、嚴重警戒の場合は激しい運動を中止ということで、右側に例示的に記載をしております。

それから、その次の区分、WBGT値でいうと「25～28℃」ということになるんですが、これは警戒区域、積極的に休息、休憩をとると。30分置きに一回休憩をとる。水分、塩分の補給というように、こういうもので熱中症

予防策を講じていきたいと思っています。当然WBGT値の表示計というものを今、学校も幾つか持っておりますが、新たに追加をして、それで当日のWBGT値を確認しながらやっているということで、表示計も配付をしていきたいという考え方をしております。

2ページのほうは、③から⑦まで表題だけ確認していただければと思いますが、「③状況に応じた水分補給を実施する」ということ、特に警戒区域の場合そうですけれども。あと「④暑さに慣らす」とか、それから「⑤服装への配慮」、帽子をかぶるとか、通気性のいい服装とするとか、あと「⑥具合が悪くなった場合には、早めの措置を行う」とか、それから「⑦児童生徒への指導と保護者への周知」というものにも取り組んでいきたい。

「(2)暑い時期の生活習慣指導(保護者への啓発)」ということで、保護者への周知も行っていきたいと思いますが、「①十分な睡眠をとる」「②食事をしっかりとる」「③服装に気をつける」は通気性のいいもの等を身につけるといようなことを保護者も含めて啓発していきたいというふうに考えています。

それから、3ページのほうは今学校が取り組んでいる実際の実践例というのを記載させていただいています。こっちも見ていただければと思います。

「2. 熱中症が起きたときの対応」ということで、「(1)熱中症の起こりやすい環境」はもう見ていただいたとおりなんですけど、それから「(2)熱中症を疑う症状」、どうい場合が熱中症を疑われるのかというのを先生方に理解しておいていただくという必要があると思いますので、こちらのほうに記載をさせていただいています。「(3)熱中症発生時の応急処置」ということで記載をさせていただいています。涼しい場所への避難とか冷却というような対応策というのを4ページにわたって記載をさせていただいております。下のほうに表を載せております。熱中症の症状を軽症、中等症、重症というふうに大まかに分けたもので、その場合の応急処置、どういうことをしないといけないかというのを表にまとめさせていただいていますので、こういうものも頭に入れていただいて、すぐ対応していただくということでお願いをしたいというふうに考えています。

それから、5ページの表につきましては「熱中症の応急処置」というものをフロー図的に記載させていただいております。症状が見えたら意識があるか、呼びかけに応じるのかというような、意識障害が疑われるか疑われないのか、疑われる場合は救急車を要請のほうに行きますし、意識はあるという場合は涼しい場所に移して、脇とか、首とか、太もものつけ根とか、そういうところを冷やすとか、そういう対応をしていくということを表現させていただいているところです。

そして、6ページ「3. その他」です。

先ほど申しあげました、教室棟に設置をしておりますエアコンの使用基準を今設けておりますが、その内容を簡単に表にしたものです。夏場でいうと7月から9月、授業時間内、稼働温度は28度以上になったときに温度設定は28度にするというのが、これまで決めてきている内容ですけれども、異常気象に伴って、これだけの対応ではやはり十分じゃないということで、これは一応目安としてはおきますけれども、気温の状況によって学校長がそれぞれ、先ほど申しあげましたようなWBGT値、表示計等も参考にしてもらって、そして随時判断をして、柔軟に対応していただくというふうに考えているところです。WBGT値でいうと25度を超える場合には、健康に配慮して、校長の判断で空調の運用をするということにしております。

「(2) 学校プール使用の基準温度」ということで、プールの使用基準について気温が高い場合の使用基準というのを設けておりませんでしたので、ここで記載をしているところです。高いほうの基準としましては、3行目のところに「熱中症の予防対策として、気温35℃以上、WBGT値31℃以上の場合、プールでの水泳も含めた運動は原則禁止とする。」と記載をしています。「また、屋外プールにおける安全の目安として、水温と気温を足した温度が65℃以上となる場合には使用に適さないとの日本水泳連盟の指針があり、水泳授業実施にあたっては、水温と気温の状況を確認し、この基準を超える場合にはプールでの授業実施を中止する。」というふうな2つの基準を書かせていただいております。

あと、参考ということで熱中症についての説明、すなわち熱中症とはということで7ページ以降に記載しております。

以上です。

森 田 補足を。

教育長 はい。

森 田 本日、このガイドライン案の承認をいただきましたら、学校の体育館はもちろんですけれども、窓ヶ原体育館とか、コミセンの武道場などにもこれを抜粋したものを掲示して、社会体育の団体さんとかにも啓発及び注意喚起をやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教育長 説明は終わりました。3月議会でしたかね。

森 田 そうですね、はい。

教育長 質問が生まれて、熱中症ガイドラインが必要じゃないかというようなご意見もありまして、私どもも当然このような状況ですので、必要だということで準備をして、今提案をさせていただいたところです。項目としましては、予防、

それから対応、それからあわせて、エアコンとプールの使用基準、そういったことについて提案をさせていただきました。何かお気づきの点とかご質問等ありましたらお願いいたします。

久保 いいですか。

教育長 はい、どうぞ。

久保 測定値の件ですけど、これは活動直前の測定値ですかね。朝10時ごろにもうこうなったから、今日は1日やめとこうじゃなくて、朝10時ごろに、もう危険になるじゃないですか、そしたら今日1日だめだとかではなくて。

坂本 随時変化があると思っておりますので、朝がちょっと高くて、結果、時間が過ぎると少し緩む場合もあるし、逆もあると思いますので、当然その時点での直近の状況を見ながら判断をしていくということになると思います。ですので、WBGTの表示計、持ち運びができるようなものも含めて、学校のほうに配付をしたいと思っています。

久保 活動直前の測定値ですね。

坂本 はい。

教育長 ストップウォッチ形式があるみたいで、首から下げられる、そういったのを幾つか学校に配付して、体育館にはもともと備えつけを、どういう形がいいのかわかりませんが、社会体育もありますので、設置していきたいと思えます。

そのほか、ございませんでしょうか。指針をつくることによって意識が向上することが一番大事かなということで、マンネリ化しないで形骸化しないようにということを継続して指導していく必要があるのかなと思っています。

それでは、ご意見もございませんので、採決に入らせていただいでよろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第28号 熱中症ガイドライン(案)について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

熱中症ガイドライン(案)について、「(案)」を取っていただきたいと思えます。

4 協議事項

(1) 小学校再編計画(案)の検討状況について

5 報告事項

(1) 筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)処分について

(2) 非常勤職員の任用について

(3) 学校敷地内禁煙について

6 その他

(1) 今後の教育委員会

7 閉会のことば